

# 平成29年度 第3回 美しい県土づくり推進委員会

## － 要旨 －

■日 時：平成29年12月14日（木） 午後1:00～3:30

■場 所：山梨県防災新館 303 会議室

■委 員：（敬称略 50 音順）

### 《出席》

山梨大学大学院教授	大山 勲
色彩計画家	加藤 幸枝
山梨大学地域未来創造センター長	北村 眞一（委員長）
東京工業大学大学院准教授	真田 純子
建築課	西村 浩
甲州市宮光園施設長	三森 哲也

### ■事務局

県土整備部技監	望月 一良
県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室長	山本 修
同室長補佐	渡辺 一秀
同室長補佐	深澤 修一
同副主幹	新藤 祐一
同主任	志村 佳祐
同技師	中村 隆之
同技師	金山 雄一郎
同技師	広瀬 尚樹

### ■次第：

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
  - （1）山梨県公共事業景観形成ガイドライン（仮称）（案）について
  - （2）山梨県公共事業景観検討実施要領の改定について
  - （3）その他
4. その他
5. 閉会

### ■議事

- （1）山梨県公共事業景観形成ガイドライン（仮称）について  
事務局にて説明。

委員：

ガイドラインの内容は常に見直し、最新の情報に更新していくと良い。そのうえで最新版がわかる日付表記を検討すること。

事務局：

ガイドラインの内容は常に見直すこととし、必要に応じて年度毎で更新していくことを検討する。表紙に最新版がわかる日付表記の記載を検討する。

委員：

ガイドラインの作成にとりかかった当初は、もっと薄く、導入しやすいものを想定していた。解りやすい具体例を増やす必要がある。

アドバイザー会議や、景観アドバイザー活用事業などによって良くなった例など、もっといろいろなパターンの事例を載せていくと良い。

一つの事例が独り歩きして同じようなものが沢山できてしまう危険性があるので、判断に迷うようでは、専門家に聴くことを記載すること。

委員：

ガイドラインは過渡期に作らなければならない資料。

担当者が薄いガイドラインを少し読んで景観を理解した気分になっては困るので、これくらい厚くて読んだ担当者が不安になり考えるように作ることも大切。

そのうえで、解らないなら専門家に聴くようにする。

重要なのはチェックする体制づくり、検討するプロセスを取り入れることで（行政の）体質改善と考えればよい。

考えるプロセスを経て、事例が積み重なってはじめて、景観が日常化される。

事務局：

アドバイザー会議や活用事業などいろいろなパターンの事例を掲載することとし、県内事例を優先的に選定する。

景観アドバイザー会議や景観アドバイザー活用事業等を利用する等、専門家へ意見を求めることについて掲載する。

チェックする体制づくり、検討するプロセス等については、公共事業景観検討の仕組みの中で行う。

委員：

「大切にすべき山梨の景観」内の「阻害することのないよう」という文章はそれだけでなく、「大観を活かす」、「視点場を設ける」ということもあるため、そのような視点からの記述をいれること。

事務局：

「大観を活かす」、「視点場を設ける」という記述内容を加えることを検討する。

委員長：

「大観」という言葉がなくなっている。大観についての説明を付して、「例えば大観など」を入れてはどうか。

さらに写真のキャプションは上側ではなく下側にすること。写真番号も入れること。

事務局：

大観についての説明や記述を加えることを検討する。

写真のキャプションの位置は下側とし、写真番号を入れる。

委員：

県内の具体的な例を掲載すること。そのうえでもう少し具体的な改善過程などの中身を記載すべき。例えば、景観アドバイザーに聴く前と後でどのように変わったのか。さらに設計でどのようになって、最終的にこうなったのか。この部分で検討がもっと必要。そういった事例を紹介すること。

具体的には精進湖畔の修景の例が良いと思う。防護柵を設けずスロープで処理したり、記念碑を湖岸に設置（移設）したり、歩道を広げたりしている。

また、残念な例としては新倉浅間神社などが挙げられる。転落防止柵によって、視点場が囲まれてしまう感じを作ってしまった例である。

p3-13 もっと県内の事例を掲載し、そうなったきっかけを書いて欲しい。河口浅間まちづくりの会は道路の移管がきっかけ。そのきっかけからどのように活動が展開されてきたのかポイントを絞って載せて欲しい。

事務局：

事例は県内の解りやすいものを優先的に掲載する。

景観アドバイザーの助言による変更内容を含む事業の進行過程についての記載を検討する。現在掲載されている河口浅間まちづくりの会の事例についても、経緯と活動内容をより詳しく掲載することを検討する。

委員：

景観は安全性、利便性、経済性、環境の全ての解としてある。並列だとそれが抜けても良いことになってしまう。

委員：

個人の施設においても、街並みの中に存在すればその街並みの景観となる。景観は全ての上位にある。安全性・利便性・経済性・環境など全てをまとめるのが景観（まとめた結果が景観）。（景観が全ての上位にあるということについて）まだ、理解を得ることは難しいかもしれないが、とにかく声を上げることが大切。そして言い続けなければいけない。

戦後の復興の中で、利便性、経済性が優先されたため（景観に配慮するという考え方が）失われてしまった。景観を大切にするという考えを取り戻す必要がある。今の日本はその過渡期である。そのことも書いた方がよい。

事務局：

従来の公共事業に重視されて来なかった「景観」について配慮することを、景観の重要性が職員に理解できる様に現在の表現としている。本来、安全生、利便性、経済性、環境の全ての目的として景観があることは、さらに進んだ段階での機会に説明することとして、今後検討していく。

委員：

三保松原の事例はあまり良くない。事例として、補助事業箇所の忍野村の新名庄川で電柱を1本移設した例がある。

事務局：

三保松原の代わりに新名庄川の事例について掲載を検討する。

委員：

市町村職員が使用する際には概要版というか精神論を記載した解りやすいものが必要。心構えというか手引き書的なものが欲しい。ガイドラインをどう使うかをまとめたものとして、ガイドラインのガイドラインがあった方がよい。市町村の担当者が公共事業とまちづくりについて効果的に進められるものが欲しい。

事務局：

ガイドラインの概要版を作成すると、その内容だけで安易に解釈されてしまう懸念がある。

また、取り扱いなどの手引き等についても、実際の使用するケースを精査し、検討する。

委員：

「まちづくりの中に景観がある」という認識が大切。

これまで作成したガイドラインなどの冊子をネット通販のアマゾンの画面みたいに、表紙の写真を使うなど、分かりやすく表示すること。

事務局：

第1章の「ガイドラインの必要性・位置付け」の項目の中でまちづくり活動が継続的な景観を作ることに繋がることの記載を検討する。

また、1-2 ガイドラインの必要性・位置付けに既存のガイドライン等を表紙の写真を使う等わかりやすく表示することを検討する。

委員：

3-7のタイトルの「公共事業をまちづくりにつなげる」には違和感を持つ。公共事業はそもそもまちづくりであるため。まちづくりには色々な側面あり、その中に景観もある。

事務局：

公共事業というハード事業に対し、事業に伴い影響のある周囲の「まち」における活動のことを、ここでは「まちづくり」と称しており、これをわかりやすく注意書きに加えます。

委員：

国土交通省国土技術政策総合研究所において、2～3年前に全国のまちづくりに関する調査を行い、効果があった事例が整理されている。私もその調査に携わったが、その調査報告書では、防災工事でも景観を考えるように、全ての人に手にとってもらえるように工夫している。それらの事例も参考になるのではないか。

事務局：

調査報告書を確認し、適正な事例の掲載を検討する。

委員：

4-1-59 ページの「違和感」は何が違和感なのか記載する必要がある。

「化粧型枠・・・」は「素材そのものを活かして・・・」などに修正が必要。

擬木等を使用することが良いと考えている担当者はまだ多くいる。

コンクリートの大きな面ができることが良くない。その表面がつるつるしていたりすることなどが問題でそのことを分かりやすく書くこと。幾何学的なものでも表面の処理として良いものもある。何でも自然に似せることが良いと誤解されている。高さを抑えろとか、素材の良さを活かすことを考えた方が良い。

コンクリートはコンクリートらしく望ましい例をもっと入れる。そのことを分かりやすく書くこと。担当者が判断できる要素を入れること。

委員：

良い事例を一つあげると、そればかりになる。何でも本に載っているものをやれば良いというようにならないようにすること。

「単に石や木に見せかける場合などは～」というネガティブな表現は止めた方が良い。写真の望ましい例についても縦スリットだけだと、山梨県内で縦スリットだらけになってしまう可能性がある。良い事例を複数あげた方が良い。

事務局：

コンクリートの大きな面ができることが良くない旨の記載を検討する。

また、化粧型枠の記載については、自然に似せることが良いことと誤解されないよう、「木

や石に見せようとする目的で化粧型枠を安易に使用することは、慎重に検討すべきです。」と記載する。

写真の事例については、一つの良い例を見て担当者が短絡的な判断をしないよう、複数掲載する。

委員：

4-3-16 ページの間伐材の活用は、活用してきた場所が良くなかった。事業実施の方針と整合が取れないから削除というのでは良くない。今後は施工する場所を考えれば良い。朽ちても良い場所は施工し、良くない場所は使用しない。間伐材の、使う場所や使い方の良い例をたくさん出して載せればいいのでは。前向きな考えで記載した方が良い。

事務局：

事業実施スキームを変更することは困難であることが事業課との協議により確認され、掲載できないこととなった。

委員：

間伐材の活用については、他の良い活用事例を記載してはどうか。書き方も工夫すること。

事務局：

他の良い活用事例について掲載を検討していきます。

委員：

5-3 ページの統一感とメリハリは削除せず、残した方良い。

委員：

検討過程で景観の理念や基本的な考えなどガイドラインが生きるようにするために、ステップ3の方針を立てるところが非常に重要。この段階でどうするかが決まってくる。ここが重要で、ここをしっかりとっておけば、メリハリのところも説明できる。(4) 統一感とメリハリの部分は、方針を決めることが大事ということを書いた上で残した方がよい。

事務局：

「しかしながら・・・」の文に代えて、何をどう見せるかを考えたうえで、アクセントとなるべきものと判断した場合には、5-7 ページの推奨色の限りでは無いこと、更にこの判断は非常に難しいもので、景観アドバイザー活用事業や、公共事業景観アドバイザー会議の仕組みを活用するなど、専門家の意見を取り入れながら判断することなどを入れたうえで掲載する事とする。(4) 統一感と”メリハリ”は掲載することとする。

委員：

5-21 ページの標準的な検討方針は、いきなり調和論からは入らない。冒頭に馴染ませるのかアクセントを加えるのか検討すべき。

事務局：

馴染ませるのかアクセントを加えるのか検討することについて、冒頭に記載することを検討する。

委員：

ムーン&スペンサーの色彩調和論は公共事業への応用が難しい。18 世紀からあった一つの指標であり、実践的でない。調和論を使って、色を決めても良い色彩調和は生まれない。実際にある色彩の組み合わせに対して、確認するときを使う程度。そのため、「失敗を避けるために有効な指標といえます」となっているが、そんなことはまずない。

コラムは実際と矛盾しているところがあるので削除すべき。

色彩調和のことであれば数字的な内容を載せるよりも、もっと単純に色相の調和がどのようなものか、どのような場合が不調和でどのような場合が調和なのかくらいの簡単な内容を書いた方が良い。

ガイドラインへの記載については個別に相談に応じる。

事務局：

記載内容について今後、加藤先生と協議させて頂く。

(2) 山梨県公共事業景観検討実施要領の改定について  
事務局にて説明。

委員：

ガイドラインの運用が大事。その意味では公共事業景観検討要領が重要。試行期間に、過去に行ったもので添付資料を図面に入れて、カルテを試しに作ってみてはどうか。

アドバイザー会議を利用すること。

施工後にも、カルテどおりにはいかないこともあるので、反省点を載せるようにしていけば良いと思う。

事務局：

カルテの作成について検討します。アドバイザー会議の利用について、来年度の試行期間も含め検討を進めていく。

委員：

重要な視点場について、考えても良いのでは無いか。例えば「ぼくの視点場」を WEB などで募集し、アップして貰うことにより地図にプロットして判るようにするべき。応募を

通して地域の景観に誇りを持ってもらうことができる。

事務局：

重要な視点場については景観づくり推進室にて判断することとする。視点場の募集については、今後、検討していく。

委員：

事業化前の段階や事業の選定から推進委員など専門家が関われるようにすること。

企画段階で拾えるように、景観室の中に仕組みを作る。事業課から箇所を出してもらうため、景観室が営業をしていくことが大事。カルテは工事完成時にも必要で、反省点などを書くことが大切。担当者が異動してもだれでもできるようにすることが大事であり、景観づくり推進室の引継も重要。

事務局：

事業の選定時の専門家の関与について、先進県の事例などを参考に、試行期間も含め検討していく。カルテへの反省点の記載について検討する。公共事業景観検討の運用について、当初の主旨が引き継がれるよう、適切な方法を検討する。

委員長：

第3条の(3)の重要な視点場の判断について、意見が分かれた場合はどうするのか。

「景観づくり推進室が必要と認めたもの」でも良いのでは無いか。

アドバイザー会議の活用が大事だと思う。

委員：

第3条の(3)の重要な視点場の判断について、意見が割れた場合のことも考えておく必要がある。推進委員などの専門家に聞くこととするのか。景観づくり推進室内において判断する重要な視点場の考え方についてシステム化を検討すること。

事務局：

重要な視点場については景観づくり推進室にて判断することとする。重要な視点場の判断基準など、実施要領の運用については、公共事業景観検討の主旨がわかりやすくなるよう適切な方法を検討する。

事業の選定時の専門家の関与について、先進県の事例などを参考に、試行期間も含め検討していく。

委員：

専門家に聞くことやアドバイザー会議の活用が大事だと思う。どうしても事業を行う側は、何とかして免れようとする。これを防ぐために、景観づくり推進室の営業が重要で、いかに情報を収集するか、或いは情報収集をシステム化するかも重要である。



事務局：

今回の公共事業景観検討の改正により、公共事業評価の対象案件リストが担当課から景観づくり推進室に送付されることとなり、そのリストをチェックすることとなる。

### (3) その他

事務局にてガイドライン等に関するその他の課題について説明。

委員：

ガイドラインの名称について、「景観形成」という言葉が悪い訳ではなく、誤解されるようなことをしてきた我々が悪い。言葉を変えるのは後ろ向き。誤解されているなら、そのことを踏まえ、誤解を解く努力が必要。それには、デザインというような景観と重なる部分が多い言葉を使って、余計分かりにくくするよりは、これまでの言葉を使う方がよいと思う。

事務局：

本ガイドラインではデザインという言葉は使わず、景観形成や景観整備といった言葉を使い分けることとします。

委員：

事業と景観のあいだに「における」を入れると景観のための事業という色がなくなる。「形成」とは保全と整備の両方の意味を含む。

委員：

「山梨県公共事業における景観ガイドライン」がしっくりくる。(短縮されて)「景観ガイドライン」と呼ばれることになると思う。

委員長：

ガイドラインの名称は「山梨県公共事業における景観ガイドライン」とします。

閉会